

厚生労働大臣  
尾辻秀久殿

2005年5月13日  
東京都病院協会  
会長 河北博文



## 中央社会保険医療協議会の在り方に関する提言

中央社会保険医療協議会（以下 中医協とする）は国民医療における国民医療費の中での公的医療保険給付並びに費用支払いの在り方を示すシンクタンクとする。ここで言う公的医療保険は健康保険、船員保険、国民健康保険、共済保険等の、いわゆる民間医療保険以外の法に定められた医療保険である。また、老人保健、介護保険との関係も審議するものとする。

1. 有識者会議とする
  - ・ 委員の任命は内閣総理大臣が行い、両議院の承認を得る
2. 厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議することが出来る
  - ・ この有識者会議は以下に設置する部会に対して諮問し、または建議を受け文章で答申を得るものとする
3. 医師部会 歯科医師部会 診療所部会 病院部会等、医療契約機能に応じた部会を設置する
  - ・ 部会の委員は専門知識・実務経験を有する者とし、中医協が任命する
4. 公費負担額等の決定について
  - ・ 公的医療保険における公費負担額並びに給付総額の増減率の決定は国会並びに内閣の経済政策に委ねる

5. 中医協の在り方

- ・ 医療の需要、社会経済の変動等を考慮した審議を行なう
- ・ 審議の対象は国民医療費の中の公的医療保険給付に関する決定に限定する

6. 中医協の決定事項

- ・ 公的医療保険における給付の範囲と方法、医療費用支払い体系および支払い方式の決定
- ・ 公的医療保険における医療費用支払い価格および薬価・診療材料価格等の決定
- ・ 公的医療保険適応適否の決定

7. 公的医療保険医療費用支払い制度の在り方

- ・ 現行の診療報酬という名称を医療費用支払いに変更する
- ・ 価格は一定の範囲で地域の実情、各医療機関の方針等により調整可能なものとする
- ・ 国際価格等を参考とする
- ・ 医療費支払い体系および価格は簡素化されたものとし、広く国民に知らせるものとする

6. 会議は全て公開とする

7. 中医協はデータ・ベースの作成責任を負う

- ・ 全ての審議・議論はデータに基づくものとする

8. 事務局、予算を独立させる

- ・ 事務局員は厚生労働省とは雇用関係のない者で構成する

以上